

福島医発第2066号(地)

平成20年 2月14日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

子ども予防接種週間の実施についての厚生労働省通知について

子ども予防接種週間の実施につきましては、平成20年1月7日付福島医発第1761号(地)にてご連絡いたしておりますが、今般、本件に関しまして、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名により各都道府県知事宛に、この週間に合わせて子どもへの予防接種に関する正しい知識の普及啓発に積極的に努め、関係機関と十分に連携し継続的な接種率向上のための活動を実施するよう求める通知がなされた旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本事業が円滑に実施されますよう各市町村とよくご協議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、期間中の小児救急医療体制に万全を期するよう厚生労働省医政局指導課長より通知が出される予定ですので、通知され次第追ってお送りいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂
次期担当理事 松行眞門



(地Ⅲ 2 6 6)

平成20年2月1日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

子ども予防接種週間の実施についての厚生労働省通知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、子ども予防接種週間の実施につきましては、平成19年12月20日付（地Ⅲ 2 2 8）をもって貴会宛てお送りいたしました。

今般、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名により各都道府県知事宛に「子ども予防接種週間」の実施について、この週間に合わせて子どもへの予防接種に関する正しい知識の普及啓発に積極的に努めていただくとともに、関係機関とも十分連携をして、継続的な接種率向上のための活動を実施するよう求める通知がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、例年通り、期間中の小児救急医療体制に万全を期するよう厚生労働省医政局指導課長より通知が出される予定ですので、通知され次第追ってお送りいたします。

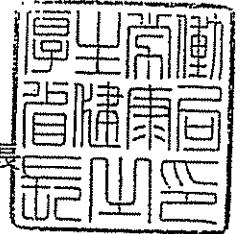
また、予防接種実施医療機関につきましては、「都道府県医師会宛て文書管理システム」(<http://www.med.or.jp/japanese/joho/prefmed/>)の「お知らせ」のページに掲載いたしますことを申し添えます（※都道府県医師会事務局のアカウントのみでアクセス可能です）。



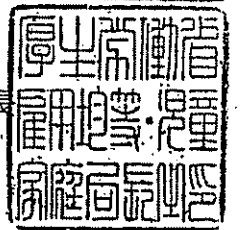
健発第0122001号
雇児発第0122002号
平成20年1月22日

社団法人
日本医師会 会長 殿

厚生労働省健康局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「子ども予防接種週間」の実施について

予防接種の推進については、かねてより御高配を賜っているところですが、今般、別紙実施要綱により、「子ども予防接種週間」を実施するに当たり、各都道府県知事あて別添（写）のとおり通知したので、よろしく御了知願います。

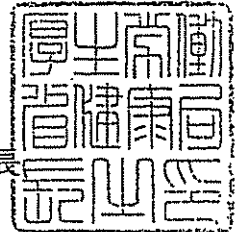
つきましては、貴会におかれましても、各都道府県・郡市区医師会への協力要請等、特段のご配慮をお願いいたします。



健発第0122001号
雇児発第0122002号
平成20年1月22日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「子ども予防接種週間」の実施について

予防接種の推進については、かねてより御高配を賜っているところですが、子どもに対する予防接種への関心を高め、予防接種法に定める一類疾病に係る予防接種の接種率向上を図ることを目的として、(社)日本医師会、(社)日本小児科医会及び厚生労働省の主催により、平成20年3月1日(土)から7日(金)までの1週間、別添実施要綱に基づき「子ども予防接種週間」が実施されることとなりました。

つきましては、貴職におかれましても、この週間に合わせて子どもへの予防接種に関する正しい知識の普及啓発に積極的に取り組んでいただき、特に平成18年度より導入された小学校就学前の麻しん風しんの予防接種については、集団生活が始まる前に、確実に接種を済ませることの重要性、疾病の罹患を予防するための予防接種の必要性や平成24年度の麻しん排除に向けた取り組みにご理解をいただけるよう周知を図っていただくとともに、併せて、平成20年4月1日より実施が予定されている13歳相当(中学1年生相当)及び18歳相当(高校3年生相当)の者に対する麻しん風しんの予防接種についても制度開始への理解浸透に御協力いただくようお願いします。

また、これを契機に関係機関とも十分連携をとりつつ、衛生主管部局、母子保健主管部局、児童福祉施設を所管する児童福祉主管部局が協力して、継続的な接種率向上のための活動を実施していただくようお願いします。

平成19年度子ども予防接種週間実施要綱

1. 目的

保護者を始めとした地域住民の予防接種に対する関心を高め、予防接種率の向上を図る。

2. 主催

日本医師会、日本小児科医会、厚生労働省

3. 後援

「健やか親子21」推進協議会

4. 実施期間

入園、入学前で保護者の予防接種への関心を惹起する時期であることから、2008年3月1日（土）から3月7日（金）までの1週間とする（昨年度と同様）。

5. 対象

予防接種法に基づく予防接種を原則とする。

任意接種については、かかりつけ医が十分に相談のうえ、実施する。

6. 実施内容

種々の予防接種の相談に応ずるとともに、通常の診療時間に予防接種が受けにくい人たちに対し、特に土曜日、日曜日に予防接種を行う。麻しん及び風しんについて、来年度から新たに定期接種の対象となる者に対する啓発を行う。また、予防接種についての講習会を開催し、予防接種への普及・啓発に努める。

7. 実施機関

賛同した医療機関、各地域の予防接種センター

8. 広報

ポスターを作成、配布する。また、マスコミ、行政とも連携を図り、ホームページ（<http://www.med.or.jp/vaccine/>）等を活用して積極的にPRする。